

平成31年度

社会福祉法人春日部市社会福祉協議会

事業計画

## ◆基本方針

現在、日常生活を取り巻く環境は、少子高齢化・コミュニティの希薄化・経済の低迷等を背景に、高齢者世帯の増加、孤独死、失業問題など、複雑化及び多様化してきております。これらに対応する為、行政や各団体により、多様な施策が実施されておりますが、なお、制度の谷間にある様々な課題を抱えている人たちが少なくありません。

このような状況の中、社会福祉協議会は、急速な社会情勢の変化に対応していくことが求められるとともに、市民から信頼されるべく、その期待に応えていかなければなりません。そのためには、速やかな情報発信とともに、地域住民等の協力を得ながら、福祉ニーズを把握し、適切に対応を進めてまいります。

また今年度は、第一次地域福祉活動計画を策定し、すべての住民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を営む者が相互に協力して、地域福祉の推進に努めてまいります。

そして、子どもや障がい者、高齢者といった分野に限らず、生活困窮者や引きこもりなど、新たな課題に対し、関係専門機関との連携を軸としながら、住民参加を基本に解決に向けて取り組むとともに、地域課題の共有や気軽に相談できる場として機能する拠点づくりやサロン活動など地域の居場所づくりを展開し「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進してまいります。

## ◆事業計画

### 1. 法人運営

#### (1) 理事会、評議員会等の開催

法人についての、定款・規程、事業計画、予算、事業報告、決算等の審議、議決を行うとともに、各種サービスの実施を通して、法人の適正な運営に努める。また、事務局会議を行い、担当間の情報共有や連携を図り、より円滑な法人運営及びサービス実施に努める。

#### (2) 住民・法人会員制度の充実

社協は、地域（会員）に支えられているため、きめ細かく地域の生活ニーズを把握し、地域に必要とされる地域福祉活動を推進することにより、一般会員加入率の向上、賛助会員・法人会員の拡充に努める。

#### (3) 広報（広報誌、ホームページ）の充実

社協活動の周知や福祉への理解を促進するため、広報誌「あしすと」（年3回）を全戸配布するとともに、社協ホームページの更新により、迅速な情報提供を行う。

#### (4) 関係機関、団体等との連携

地域全体での生活課題解決に向け、行政やボランティア団体等、関係機関、団体等との連携を推進する。

## (5) 職員研修制度等の充実

定期的な職員研修を実施するなど、研修制度の充実を図り、職員の資質向上に努めます。また、主査、主幹に対しても更なる管理能力の向上のため県社協と連携した研修に努めます。

## (6) 第一次地域福祉活動計画の策定

社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本計画と、春日部市が策定する「春日部市地域福祉計画」と相互に連携・協働しながら、一体的に地域福祉の推進を目指します。

## 2. 福祉事業の推進

### (1) 生活課題の解決に向けた地域支え合い活動の推進

#### ① コミュニティソーシャルワーク機能の充実

「地域共生社会」の実現に向け、一般住民及び自治会、民生委員、施設等福祉関係者等と連携することにより、地域生活課題の解決に努める。

また、地域における支え合いの仕組みづくりを推進することにより地域力の向上に努める。

#### ② 生活支援体制整備事業（市受託事業）

高齢化が進む中で生じる地域の抱える課題に対し、地域の社会資源である地縁組織やボランティア、社会福祉施設等多様な主体が生活支援を行う「地域で支える仕組みづくり」を推進する。

「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な団体の参画、地域福祉の新たな担い手の養成、住民主体の取組を推進する。

- ・ 支え合い会議（協議体）の開催（第 1 層：市圏域、第 2 層：支部社協圏域）  
地域の様々な情報を多様な主体で共有する仕組みを整える。また、新たな仕組みづくりにつなげる。
- ・ 担い手養成講座の開催  
地域住民が社会参加、社会的役割を持つ事で生きがい作り、介護予防に加え、地域づくりにつなげられるよう、地域活動を担う人材を養成する。
- ・ 訪問型サービス A 従事者養成研修の開催  
生活支援サービスを担う多様な主体育成の一環として、市指定訪問型サービス A 事業所で生活支援を担う従事者を養成する。

#### ③ 住民懇談会の実施

地域の社会資源の拡大、地域の強みや課題共有を進め、新たな支え合い活動につなげていくため、住民懇談会を実施する。

#### ④ 市内社会福祉法人等との連携

制度の狭間の問題や新たな課題等に対する地域の支え合い活動推進のため、福祉法人等と地域の協働を進める。

- ・「春日部市社会福祉法人連絡会」の設置  
高齢者、児童、障がい者等分野を越えた市内施設相互の連絡調整等や地域社会の課題解決を図るため、「春日部市社会福祉法人連絡会」を設置する。
- ・「地域開放スペース」の推進（「地域開放スペースマップ」の発行）  
社会福祉法人等と地域をつなぐ手段の一つとして、社会福祉法人等が運営する施設内の会議室等を地域住民へ開放する「地域開放スペース」の拡充に努める。また、担い手養成等において「地域開放スペース」を活用する事により、社会福祉法人等と地域の協働を進める。
- ・「かすかべお役立ちマップ」の発行  
サロンや会食会、生活支援団体等地域の支え合い活動を「見える化」することで地域の支え合い活動の啓発、利用促進を図る。

#### ⑤彩の国あんしんセーフティネット事業

社会福祉法人による社会貢献活動の一環として、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対し、市内社会福祉法人と協働して、相談支援を行う。

また、「春日部市彩の国あんしんセーフティネット事業連絡会」を開催し、事業参加施設間の情報共有等を進める。

#### ⑥かすかべ家事サービス事業

高齢者世帯、障がい児者世帯及びひとり親世帯等を対象に、日常的な家事や院内介助（車いすでの移動介助に限る）等地域の支え合い活動を進めることにより、生活支援及び安心して暮らす事のできる地域づくりを推進する。

#### ⑦ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

生後6ヶ月から小学校6年生の子どもがいる世帯を対象に児童の送迎や帰宅後の一時預かり等地域の支え合い活動を進める事により、仕事と家庭の両立と子育て支援を図る。

児童送迎時、車を使用する活動の需要が高い事から、提供会員の自家用車を使用する活動が可能な体制を整える。

#### ⑧子どもの貧困対策

子どもの貧困に係る課題を共有し、課題解決に向け、ともに取り組む地域のネットワークを構築する。

また、子どもを支援する活動を充実させていくため、活動団体等の広報や、新たな活動の立ち上げ支援を行う。

### （2）支部社協活動の推進

地域住民の参加協力のもと、各支部社協が地域ごとの課題・特性に応じて、地域福祉推進の中心的な役割を果たせるよう、市社協と支部社協、支部社協間の情報共有を進め、きめ細かな福祉の推進を図る。

また、継続的な支部社協活動の推進及び地域福祉の推進を図るため養成講座の開催を含め人材育成を進める。

①見守り・声かけ活動

70歳以上の単身高齢者及び高齢者夫婦世帯等に対し、支部社協の協力により、緊急的な事態等にも備え、日常的な見守り・声かけ活動を推進する。

②ふれあい会食会

単身高齢者及び高齢者夫婦世帯等（支部社協主催は75歳以上、その他の団体主催は70歳以上）に対し、地域住民によるふれあい会食会または、配食サービスを実施することにより、地域福祉活動の推進及び地域での交流と生きがいくりの支援を行う。

③ふれあい・いきいきサロン

高齢者や介護者、子育て中の方など地域住民が周囲との交流を図り、社会的孤立の予防及び介護予防等地域づくりにつなげる居場所づくりを支援する。

④福祉ニーズ対策委員会

地域の実態及びニーズを調査、把握し、支部社協に活動重点目標を提示することにより、近隣住民の参加協力による日常的な支援体制づくりを推進する。

⑤支部社協相互情報交換会

支部社協活動の現状や課題について、情報を共有することにより、より地域に根ざした地域福祉活動を推進する。

**(3) 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実**

①福祉サービス利用援助事業

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、支援を行う。

②県社協受託事業・小口福祉資金の貸付

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯などに対し、世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を低利で貸付を行う。

③心配ごと相談事業

市民の心の問題及び法律の問題に対し、臨床心理士・弁護士による相談を行う。

**(4) ボランティア活動の推進**

①ボランティアセンターの運営（春日部・牛島・浜川戸・武里）

ボランティア活動に関する情報発信や、ボランティアパートナーによるボランティア相談、ボランティアセンターの貸出し等を行うことにより、ボランティア活動及びボランティア交流の拠点化に努める。

②ボランティアの育成及び活動支援

ボランティア相談、ボランティア活動推進のための講座等を開催することで、地域のニーズに応じたボランティアの養成に努める。

ボランティア活動推進連絡会に加盟する団体への助成を行ない、各種活動を支援する。

さまざまな団体の協力を得ながら、ボランティアフェスティバル等を開催す

る事により、定期的なボランティア活動への啓発に努める。

ボランティア情報を蓄積することにより、ボランティアの紹介やコーディネート業務の迅速化を図るため、ボランティア登録制度の周知を図る。

③災害ボランティアセンターの対応

被災者支援を担う災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、被災者や災害ボランティア活動希望者への対応や運営方法についての対応を進める。

④庄和社会福祉センターの貸出し

福祉活動の場として施設を貸出することにより、地域福祉の推進を図る。

**(5) 福祉教育の推進及び福祉人材の養成**

①福祉教育の推進

小中学校や当事者団体及びボランティアグループ等の協力を得ながら、高齢者や障がい児者等、誰もが地域の一員であるという意識の醸成、また、福祉に関する問題や活動への興味を促し、地域活動への参加を通して地域づくりにつながるよう福祉教育を推進する。

②市民福祉まつり・ふれあい広場の開催

市民一人ひとりの心のふれあいを通して住みよいまちを築くと共に、福祉に対する理解を深め、市民交流の輪を広げ思いやりある心を育む。

③敬老会の開催（市受託事業）

満75歳以上の高齢者を対象に、社会に尽くされてきた高齢者の長寿を祝うとともに、市民の高齢者に対する敬意の心を深める。

④社会福祉従事者の養成

実習生を受け入れることにより、社会福祉従事者の養成及び地域への貢献を図る。

**(6) 在宅福祉の支援**

①紙おむつ配付事業

紙おむつ等を必要とする方に対し、一部自己負担で配付する（年6回）ことにより、経済的負担を軽減し、在宅での介護を支援する。

②福祉機器貸出し事業

歩行が困難な方に車いすを貸し出しすることにより、利用者の生活の質の向上に努める。また、福祉体験機器等を貸し出しすることにより、福祉教育の推進を図る。

③有償ホームヘルプサービス事業

介護保険制度及び障害者総合支援制度の限度を超えてサービスを受けたい方及び公的ホームヘルプサービス事業の派遣が受けられない方を対象に、有償でホームヘルプサービスの提供を行ない、生活の安定及び精神的安定を図り、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助する。

④歳末援護金配付事業

歳末たすけあい運動の一環として、明るい歳末を迎えられるよう援護金を配付する。

## (7) 社会参加の促進及び機会の提供

### ①手話通訳派遣事業（市受託事業）

聴覚障がい者及び音声、言語機能障がいのある方に対し、手話通訳者を派遣することにより、家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑にすることを支援する。また、研修会等を開催し、手話通訳者の技術向上に努める。

### ②障がい児ふれあいバス旅行

18歳までの障がい児とその家族を対象とし、親子及び各家庭間の交流を深める機会を提供し、社会参加を促進する。

### ③ひとり親家庭バス旅行

ひとり親家庭の親子（子どもは小学6年生まで）を対象とし、親子及び各家庭間の交流を深める機会を提供する。

### ④福祉車両貸出し事業

高齢者及び障がい者に対し、福祉車両を貸し出すことにより、利用者の行動範囲を広げ、社会に参加する機会を確保する。

## (8) 介護保険事業

### ①居宅介護支援事業

要介護状態となった方が可能な限り、居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、ニーズを反映した居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、心身の状態や生活環境に応じて、保険・医療・福祉、インフォーマルサポートなど社会資源を結びつけ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように支援を行う。

### ②訪問介護事業

事業対象者・要支援者・要介護者及びその家族などの負担の軽減を図り、在宅での生活が安心して送れるよう介護計画等に基づきホームヘルパーを派遣し、適切な日常生活の援助を行う。

### ③通所介護事業（あしすと春日部、ゆっく武里）

事業対象者・要支援者・要介護者に対し、魅力ある通所介護サービスを提供することで利用者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の向上、利用者満足度の向上を図り、家族の身体的及び精神的介護負担の軽減を図る。

### ④地域包括支援センター事業（市受託事業）

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるように、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために支援を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

## (9) 障害福祉サービス事業

### ①居宅介護等事業

日常生活を営むことに支障がある身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者に対して、生活の安定を図るとともに、自立した生活を営む事が出来るようホームヘルパーを派遣し、適切な日常生活の援助を行う。

#### ②地域活動支援センター事業

日常生活を営むことに支障がある身体障がい者に対して、各種サービスを提供することにより、生活の安定を図るとともに、自立した生活を営む事が出来るように援助を行う。

#### ③障がい者通所支援施設の運営（指定管理事業）

（ふじ支援センター・ゆりのき支援センター・ひまわり園・あおぞら・春日部市リサイクルショップ）

身体障害者手帳、または療育手帳を所持し、自力等による通所が可能な18歳以上の市内在住で伝染性疾患のない人（生活介護施設「あおぞら」については、障害程度区分3以上の人（50歳以上の方は障害程度区分2以上）を対象に、就労継続支援施設においては、作業指導・生活指導を通して、社会的自立を目指す支援を行う。

生活介護施設では、常に介護を必要とする人に日中、排泄・食事などの介護などを行うとともに、創作・生産活動の機会を提供する。

○指定管理期間 H28.4.1～H33.3.31

#### ④春日部市障害者就労支援センター運営事業（市受託事業）

就労を希望する障がい者、または家族からの就労相談等を受け付け、企業との調整を支援する。また、職場実習の受入れ先の開拓等、社会参加と自立を支援する。

### (10) その他の事業

#### ①法外援護金支給事業

不測の事態により所持金もなく、旅費等に困窮している行路者に援護金を支給する。

## 3. 収益事業

### (1) 自動販売機設置経営事業の実施

財源確保を図ることを目的に自動販売機の設置及び増設に努める。

### (2) 不要入れ歯回収事業の実施

NP0法人日本入れ歯リサイクル協会に協力して不要入れ歯の回収を行う。